

## 平成25年度 第1回 府中市文化財保護報告会議事録

**日 時** 平成25年5月15日(木) 午後2時

**場 所** ふるさと府中歴史館 3階会議室

**出席者** 田中会長、猿渡副会長、小澤委員、坂詰委員、副島委員、長沢委員、中村委員、馬場委員、藤井委員、以上9名

**事務局** 江口課長、黒澤課長補佐、塚原調査係長、庄司郷土資料担当主査、荻野事務職員

**傍聴者** なし

### 1 審議事項

**会長** それでは審議事項(1)について、事務局の説明求めます。

#### 審議事項(1) 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の現状変更について

**事務局** 「府中駅南口第一地区市街地再開発事業に伴う馬場大門のケヤキ並木への影響調査の概要」について説明します。

(以下、資料1に沿って説明)

「事業の概要」より、地上部は十分な壁面後退を行いますが、地下部は境界ぎりぎりまでの掘削を行います。

これについて、ケヤキ並木の現状変更等に対する福嶋委員からのコメントをいただいています。

(以下、「ケヤキ並木の現状変更等に対する福嶋委員からのコメント」と「(仮称)府中1丁目計画」の建築計画に関する意見を読みあげ)

「(仮称)府中1丁目計画」の建築計画に関する意見ですが、平成20年に、当審議会からこのご意見をいただきまして、府中市教育委員会から東京都経由で文化庁にその計画に対してケヤキ並木に与える影響に関して照会し、当時、文化庁から「影響は少ない」という回答を得て、建築着工に至っています。

府中駅南口再開発事業は府中市が進めてきました第2・第3地区と併せて、今回、最後に残った第1地区の再開発事業は、本年度10月着手予定、平成29年度の竣工を目指して、具体的に計画が進みはじめたところです。

本日、当審議会のご意見としていただいたものを教育委員会から文化庁へ照会する文書に添付しますので、ご意見をいただきたいと思えます。

なお、福嶋委員さんが急遽欠席となりましたので、福嶋委員さんには事前にご説明し、コメントを頂きました。

平成20年の府中町1丁目計画の際にご指摘いただきました点を、今回も福島委員にご指摘いただきました。この第1地区についても、これまで具体的な計画の中で、できるだけ建物をセットバックするように、また、地下の根系にも影響が無いように計画してほしいということを、組合に行政指導という形で伝えてきました。

日影につきましては、セットバックのラインが南側のフォーリス、第2地区と同じラインになる、つまり、フォーリスと同じ様なセットバックが得られる計画になっております。

一番大きな問題は、地下の根系です。第一地区の側は、隣接した古木が多いため、その根の取り扱いにつきまして、A3版の資料の終わりから2ページ目に、①の解体から、⑥の根切までの模式図があります。埋蔵文化財調査の中で、表土層を鋤き取りますので、その時に根系を確認して、出来る限りの根の処理をそこで行う形で指導しております。根について配慮をしながら地下の掘削をするということで、対応する計画が練られていますので、現状変更についてのご意見を審議会からいただきたいということです。以上です。

**会長** 伊勢丹近くのケヤキ並木の日照とはどの位違うのですか。

**事務局** セットバックのラインは伊勢丹と同じですが、伊勢丹フォーリスの場所はほとんどが国指定天然記念物指定地外で、特に若いケヤキが多かった場所です。今回は、特に古木のケヤキが多い場所です。

日影の比率自体はそれほど変わりませんが、古木ということで影響がフォーリスに比べて影響が少しあるのではないかと、という調査結果を得ています。

**会長** それでは、根に関しては問題はないということですね。

**事務局** 根は、地下の掘削する場所まで伸びていれば、その手前で養生しながら切断して、手前で新たな根が出ることを促す形で対応します。つまり、先端の根を養生してやれば、そこから新たな根が、手前つまりケヤキ並木側から生えてくると想定しています。

**中村委員** フォーリスの時の地下は、そのようにやっているのでしょうか？

**事務局** フォーリスの場合は若いケヤキでかなり距離も遠かったので、そこまでの養生は必要ありませんでした。若くて細い根が出てきていたのでそこまでの対応が必要なかったと記憶しています。

**中村委員** フォーリスもセットバックした部分の地下も、これと同じ様に掘っているということですか？

**事務局** はい、掘ってあります。つまり、地下部分についてはフォーリスと同じように官民境界に近い所まで掘削する予定です。

**中村委員** この予想でもそうですが、6.5mだと根があるだろうと予想される訳ですね、それにも関わらず掘って良いものか、ちょっと疑問に思います。養生すれば、根が横ではなくて下に行くなり廻るなりということなのだろうと思うのですが、仮にかなり重要な根が伸びている場合に、地下の工事を始めた段階で設計を変更するという事はあり得るのですか？

**事務局** その点については、先日、組合との協議の中で、資料1のA3版の最後から2枚目の模式図のように、杭を打って山留めをするのですが、福嶋先生のコメントにあるように、大半の根が地上から浅い部分に伸びている可能性があると考えられます。もしその部分の根が出て来た場合は、山留めの際に、杭を抜いて地上部の浅い部分から地下数m以内に根が伸びられる部分が作れないか検討・協議している所です。それが出来れば、その部分の根については、横に伸びていくことができます。

**中村委員** 平面図では重要な根があるなしで、凸凹になるということですね。

**事務局** はい、そうなるように計画していくことを強く指導していきたいと思っています。

**会長** 先ほどの5.8m～6.5mとはどういう意味ですか。

**事務局** それは樹冠です。地上部の葉が伸びている範囲に根も伸びているだろうと想定されるのです。それが根拠です。

**会長** それが6.5m～7mになることもあり得るのでしょうか？

**事務局** あり得ないとは言えません。

**会長** この図を見ると、組合としては5.8m～6.5mとして建設したいのでしょうか。

**事務局** この図は、そういう想定で距離を描いているだけです。実際はセットバックのラインと地下の範囲が決まっているのです。それが樹冠の伸びている所に収まると考えているということです。

**副島委員** 今日の審議事項、市の指導に従って再開発組合さんがこれだけの調査を行って出してきた、その報告はこれですね。

この調査の報告が出て、福嶋委員のコメントが付いて、それで、この審議会で意見を出して、それをまとめようということですが、福嶋委員が指摘されている事と同じで、審議会の意見は何も拘束力は無いし、意見を出すだけです。

国指定の文化財の現状変更の場合に、市民なり市町村なりの保護審議会が意見を具申することがあり得るのですが、そこに効力があるのでしょうか。理屈からすると、それはまず皆無だと思います。

国の会議、国専門の調査会なりがこういう風にやって行くのだとした時に、それではとても困るのでと、所有者さんにはもちろんそう言う権利はあると思いますが、これが市の文化財であれば、市の審議会から要望とか出来る限りの意見を付けていく事ですね。

**事務局** そうですね。

**副島委員** その辺は既に審議されたのかもかもしれませんが、市側からは、どの様な資料を付けるのかとか、どの様な方向でやるのかとか、調査をやったのであれば、その結果にどういう意見があるのかという聴取を求められているのですか。

**事務局** そうです。

**副島委員** そうすると、この審議会ではこの調査をしましたという部分で、「調査をすることは大変重要だ、その調査に基づいて、こういう事に配慮してやってもらいたい」というのを、国に対して言うのですか、それとも再開発組合に対して言う意見を作ろうということですか。

**事務局** 審議会から府中市教育委員会に対してです。

**副島委員** 府中市教育委員会は、この再開発組合に指導なり要望なりを、それを踏まえて出して行くということですか。

**事務局** そうです。今、副島先生がおっしゃった件は、あくまで現状変更の許可申請に至らない前の段階で、審議会からの意見を付して教育委員会が文化庁に対して意見具申する予定となっています。

**副島委員** この文章には書いていない今日の審議事項を委員の方に説明するためには、「大きな影響はないから現状変更しても良いでしょう。」という意見を取りまとめようということですね。

**事務局** 本日は各先生方からご意見をいただいて、それを事務局で取りまとめて審議会の意見として付すことを考えております。

最終的には現状変更の許可に至らない形での影響は軽微であるという結論を求める形にはなると思いますが、あくまでも審議会としてはその前段階としては「ここはきちんと配慮しなければ駄目」だと、例えば「根は切らないようにしないとイケません」とか、そういう所は頂きたいと思えます。

そこは審議会として押すべきことはご意見としていただいて、それを添付するなり、言うなりします。

**副島委員** そうすると、福嶋委員からのコメントがありますが、この最後の方に「今更言っても仕方ないことなのですが」というニュアンスの所がありますが、それはなしにして、この審議会としては、こうした方が良いという意見をきちんと出してよいのですね。

**事務局** はい、そういう事です。

**中村委員** 極端に言えば、こういう案では好ましくないという意見を付ける事もできる訳ですね。

**事務局** はい。

**副島委員** そこがちょっと分かり難かったです。

**事務局** はい、申し訳ありません。

**坂詰委員** この件については、東京都の環境影響評価審議会の方へ諮っているのですか。

**事務局** 東京都は、この計画が本組合として設立され、この計画自体は既に了

解が得られています。

**坂詰委員** そうすると、既に環境影響評価も通っているということですね。

**事務局** はい。

**坂詰委員** それでは、もう全然意味がない。

**中村委員** 環境的には良くて、文化財としてのケヤキの保存に関しては問題ありというのは、あり得るのではないですか。

**坂詰委員** 東京都の環境影響評価審議会には文化財セクションがあるのです。専門家が関連する場合には審議する。その結果に基づいて結論を出している。ですから、もしそれとの関係があれば教えていただきたいという質問です。

**事務局** 事業計画自体は既に東京都から認可されています。東京都が認可しているということは、先生が今おっしゃった所については当然クリアされています。

**坂詰委員** そうですね。その他の文化財に対するコメントがあればこの席でご披露いただければ良いなと思って質問しました。

**会長** 平成20年の時との段取りの違いとか。今回はもう遅いという感じなのですね。府中町一丁目計画の時は、話があつてすぐに、この意見書を作った気がするのです。かなり我々の意見を聞いて、分っていただきましたね。

**事務局** ある程度具体的な絵が出てきて審議会に諮ったタイミングは同じです。府中町一丁目計画の時も、全く何もない段階で審議会に諮った訳ではありません。

**会長** 多少なり審議会の意見を聞いてセットバックしたのでしょうか。

**事務局** それは、当初から行政指導しているセットバックのラインぐらいは下がっていただいています。

**会長** それの役割は果たしたということですか。

**事務局** そうです。例えば高さを少し下げるといふ意見もそこでいただいて、事業者に指導して、若干ですが高さを下げています。

**会長** 今回も、多少なりとも設計変更が行われる可能性も未だあるということですか。

**坂詰委員** これはもう、東京都の環境影響評価を通っている訳でしょう。東京都が出したそのレポートはこちらに来ていますか。おそらく、報告書はもう作ってあると思うのです。その項目の中に文化財保護問題も総括されているのかなという事が知りたいのです。

それに対して、当方の意見があるのなら、それを披露していただければ、府中市の方でもそれに基づいて意見具申することはできる。

**会長** もう通っているのに我々が意見することができるのですか。

**坂詰委員** 参考意見として意見具申する位は、当然できるでしょう。その関係が分からない。

**事務局** そちらは手元に届いておりません。

**坂詰委員** 届いていないのですか、そうするとこれは別ルートですね。

**副島委員** 植物としてのケヤキについて光や根や水についてはこの調査報告でも分りますし、それについては福嶋先生からのご意見がある。

もう1つ、平成20年8月27日の以前の審議会の意見の中で、最初から二段目に書いてあるのですが、天然記念物としての文化財の価値というのは、ケヤキが元気に生えているというだけではなくで、それが作り出す景観というものも大変重視している、その事はこの意見書に「雄大な樹冠を形成できるような光環境にする」と、その前の「古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の保護」ということに書いてあります。

これはやはり、審議会として、景観を出来るだけ維持していくという、この部分は是非今回も付けていただきたい。それは、どういうことかという、例えば、セットバックというのも景観を維持するためにある。

舗装も、浸透性の舗装には植物学的な事もありますが、出来るだけ自然に近いような舗装なり、景観的に配慮した舗装ですね、そういう物を意識していくことが天然記念物という文化財を市民の方が生活の中に取り入れていくということになる。

ケヤキだけが元気にポンポン生えていればそれで済むのではなくて、周囲の環境と一体化してそういう環境を少しでも守っていこうという気分になる景観になるでしょう。そういうことをお願いしたい。

**馬場委員** 平成20年の時の北側の部分もかなり古木が多い場所だと思うのですが、あのラインは南側のフォーリス前よりセットバックは狭いですね。

**会長** 北側は南側より歩道が狭い。

**馬場委員** あの部分は、南側よりもケヤキ並木との間が狭いですね。そしてあのビルが建った結果、5年経っていますが、あの辺の古い木の生育状況はどうなのでしょう。古木だから放っておいても枯れる。風前の灯火みたいな木がいっぱいある気がするのです。それが、このビルのせいなのか、寿命なのか。実のところよく分からない状況になりかねないのではないかと思います。平成20年以後の生育状況がもし、まあまあ大丈夫というのであれば、建物のせいでは無くて済むのかなあと希望的観測を言えばそうなのですが。

**副島委員** 周りに少しでも建物が建てば悪い影響がありますね。木が1本でも生えれば、元々生えている木は阻害され生長はゆっくりになり、枯れ易くなるのは当たり前なので、とにかく何も作らない方が良いのは間違えないので、程度問題なのでしょうね。

どんなにセットバックしようと、何をやろうと、何かを作ればそれで楽になるはずがなく、必ず台無しになる。

ケヤキの周りにブロックを作ってヘデラを植えてという遣り方もあるのですが、今は国立公園の中でもそういうやり方じゃなくて、間伐材利用でなるべくナチュラルな景観なるようにしている。

駅を降りてきてプロムナードを降りてきた時に、ケヤキ並木なんだという雰囲気が無ければいけないので、ただ木が沢山生えていても天然記念物じゃないよということになる。

よって、木の健康も重要ですが、それと同時に健康な景観を保つのも大切ということです。

**会長** 北側はイヌシデが半分ぐらいあるのですか。

**事務局** 北側の府中町1丁目計画、丸正跡地のマンションにつきましては、施工後3年目に当たりますのでモニタリング調査を来年実施する計画になっています。

ます。その段階での調査結果を待ちたいのですが、現状までの調査では、それほど大きな枯れ枝などの影響は出ていない。

ただ、ひとつ心配なことは、今回の第一地区の事前調査の結果、平成16年に調査した時よりも特に古木の衰退度ランクが1つ上になっているのです。それはつまり、現状で何も変らなくても古木については衰退度が高くなっている状況です。

全体的に樹勢が衰えている状況がおそらくあるだろうということです。特に第一地区は、今まで、旧緑屋ビルが建っているためにかかなり日影になっている部分もありますので、もしかしたらその影響もあるのかもしれないという調査結果がございます。

**馬場委員** 逆にあれはもっと下がって日照が良くなる可能性もあるということですか。

**事務局** はい、旧緑屋部分は下がって良くなる可能性はあります。

**会長** 歩道は昔砂利道だったんですね。歩道は浸透性にしたらしいのですが、実際に下に流れているのですか。

長いこと舗装はしてなくて、水溜りができる場所だったんですね。そういうことがあって段々と整備してきた。かつては水溜りばかりだった。歩道じゃなくて車道だけど、そういうのが物凄く綺麗になった。

**馬場委員** 並木の交通遮断は、何か進展がありますか。

**事務局** 府中合同庁舎の前の東京三菱銀行から府中街道までの通りが一方通行だったのを対面通行にして、併せて南北の代替道路の買収を今進めているところですよ。

先般、その優先度合いを決めてやっていくような事業計画に変更しまして、今力を入れているところです。

予定では、この再開発事業竣工に併せて、ケヤキ並木通りの京王線以南を歩行者専用道路にすることを進めています。

**会長** そうすると、この参考についているような意見書を市で作るとということですか。

**事務局** そうです。今日ご意見いただいたものを加えて、会長に確認していた

だく格好で進めてまいりたいと存じます。

**中村委員** 根を切断してということになるのかもしれませんが、何か対策はないのですか。切ることはなるべく避けるべきだと思います。

大きい根だと非常に影響が大きいから。もちろん枯れている根というものもあるのでしょうけど、地下に関しては根が伸びていると予想されるので、前の意見よりももう少し突っ込んだ書き方をする方が良いのではないかと思います。

**馬場委員** もし根が伸びていることがあった場合は、先ほどお話のあった杭をどうにかして、根が伸びられるように対策する話の実現可能であれば、是非ともそうしていただきたい。

**副島委員** こういう席で申しあげると逆の方向に論議を引っ張るのではないかなと思われるかもしれませんが、町の人には古木が好きで、古木が若い木よりも偉いと思っているみたいですが、木というのは寿命があるので、何処かで若い木に替えていかないといけない。古木というのがあるから、古木をとにかく守るのだといっても、古木が倒れて、人の頭に倒れてくるわけで、50年100年という節目で考えていった時に、いったいケヤキの寿命はどれ位で、健康でいられるのがどれ位で、それ位の間隔で植え替えていかなければいけないのだと、絶対何処かでその指針を出しておくべきだと私は思う。そうじゃないと、何時まで経っても古木優先になる。

古木を大切に思うのは一般の人間の感覚だと思うのだけど、それが、市レベルや公共になると、ともかく古いのは一番大事とされる。でも、それは現実的では無い。福嶋先生に確認するのにはありますが、ケヤキの寿命は120～130年位ではないですか。だから、植えていたり育てていたりするのも大事ではないかと思う。

**馬場委員** それはやろうということで、現実にはやっていますよね。

**事務局** はい、平成20年の保護管理計画で指針を定めて、現実には先般所有者にお願いして古木が枯死した所に新しいケヤキを3本植えていただいています。是非、再開発事業竣工の歩行者専用道路化の際にも計画的に所有者の方で植えていただくように進めています。

**副島委員** ありがとうございます。

**中村委員** 古木が大事というよりも、生きている物を取り扱うというのはやはり物凄い抵抗があると思う。危険になっているということであれば、それは止むを得ないということになります。

**副島委員** 人間だって延命を何処までやるのか。それはやはり哲学の問題です。不必要に繋いで何処まで生かすのかというのは。

**坂詰委員** この議論の主題は、福嶋先生のご専門の分野に対する内容なので、先生がコメントを書いてくださった。

やはり、文化財保護審議会の意見としては、所謂、歴史的環境の一環としての並木をどうするかという点についての意見はやはり入れるべきだと思います。

ただ、今日出て来たデータを見ると、歴史的環境はあまり入っていないんです。全く植物学の問題だけにシフトしている。だから、福嶋先生は、現状に対してはどうだというご意見を出している。その回答を前回と同じようにすれば良いのではないかと思う。ただ、その前に府中市としては歴史的な環境としての並木をいかにするかという事の中に入れておいていただくような指針を出したらいかがでしょうか。

後は福嶋先生のご意見によって決めていただくということで、どうでしょうか。以前、福嶋先生は東京都の植物担当でしたので、今もおやりになっているとしたら最近の状況も分るでしょう。今、おやりになってなくても後任の方の意見というのは先生もご存知のはずです。ですから、今回の問題にどの様に東京都の環境影響評価審議会が対応してきたのかを踏まえながら、府中市として意見具申をしていく。内容としては、あくまで意見具申ですね、それ以上の物ではない。

東京都は、府中で意見を聞けば良いということで、簡単によこしてきたのではないですか。文化庁は、それを貰えるので、「地元でもこう言っている」というのを添付して意見をまとめるのではないですか。

いずれにせよ、福嶋先生のご意見を表明していただく前に、よく相談していただき、前回と同じ様にということで良いのではないですか。

**会長** 古木はやはり大事にして欲しいな。

**坂詰委員** 確認ですが、府中市さんが、前回平成20年に意見を出しましたね。それに対する対応の仕方は返って来ているのですか。

**事務局** はい、文化庁から具体的な指導をいただいております。

**坂詰委員** そうならば、それを意見に1枚付けておけば良い。そうすれば前回と同じですよとなる。

**藤井委員** この現状変更とは具体的には、どういう意味でしょうか。

**事務局** 文化財保護法の現状変更の条文の中に、「当該天然記念物・史跡等に影響を及ぼす行為は文化庁長官の現状変更の許可が必要」という条文の、「影響を及ぼす行為」に当たるかどうかを先ず文化庁に伺います。つまり、現状変更の許可申請が必要かどうかをこの段階で文化庁に照会し、その回答を貰って現状変更の許可申請が必要では無いという、重大な影響を及ぼさない計画だということを確認する、そのような形の取り扱いを今、協議しています。

**会長** この件に関しては次回が良いですね。では、報告事項について事務局の説明を求めます。

#### **報告事項（1）府中市指定（登録）文化財候補について**

**事務局** 資料2をご覧ください。文化財の候補を総合的にまとめて教育委員会で検討するという形をとって行きたいと考えております。現状、候補となる文化財についてまとめたものです。

大國魂神社の東照宮については、以前、当審議会でも検討していただきました。建造物は、平成21年に「府中市の歴史的建造物報告書」を藤井先生の研究室にお願いして作成しました。その中で調査していただいたものです。

東照宮は建築年代が寛保3年（1743）年で、府中市の社寺建築の中で一番古い大國魂神社本殿の寛文7（1667）年に次ぐ、古い建築物と言って良いかと思えます。18世紀近世前半の特徴を色濃く残した建築物という調査結果が出ております。同じく、門も同様の建築年代との調査結果です。

八雲神社の本殿は、文久3（1863）年に建築されたという墨書が残っています。時代的には新しいのですが、木鼻、板壁、脇障子その他、彫刻が多数ある。木鼻に色彩が残っていて、元々色彩が施されていたと思われれます。そういったことから、指定候補の1つと考えております。

市内の旧家の建造物としては、「府中市の歴史的建造物」調査の時に非常に古いということが分った、または古い建築でよく残っているといういくつかの民家がございます。

美術工芸品としては、大國魂神社の獅子頭1対、これは、例大祭の威儀物の行列に昔から使われているもので、長沢先生にも見ていただき、制作年代は近

世前半には遡るとお聞きしています。徳川家康の奉納であるという伝承が残っています。祭で威儀物行列の1つとして使用しており、現在は複製を作ったと伺っています。

登録文化財は、当館2階の「百年前の今日の新聞」コーナーで展示しております明治時代からの読売新聞です。明治9年から所蔵されており、明治11年7月分から昭和33年7月までの分は、ほぼ全部残っています。これは府中の旧家で保存されていたもので、昭和に入りますと地方版（多摩版）が当然入っております。読売報知新聞本社は関東大震災で焼けておりますので、そこにも無い、読売新聞でマイクロフィルムを作る際に、借りに来たそうです。調査はしておりますが、おそらくここまで揃っているものは国立国会図書館とここだけ、多摩版の現物として残っているのは、おそらくここだけと考えられております。

今、挙げた中で、大國魂神社の東照宮、獅子頭がありまして、今後の進め方としては、大國魂神社の物を一括で同時期に文化財として指定するのか、それぞれで指定するのか、その辺の考え方もご検討いただければと思っております。

この中に、近世のもの、民俗のもの等が入っていないのですが、総合的視点で考えなければいけないので、例えば近世の古文書とか民俗的な行事・風俗慣習等も候補として考えていきたいと思っております。

考古資料は、市内の発掘調査が非常に多いことから、各時代に渡って色々な考古遺物があります。その中で、指定候補となる物をここに挙げています。

旧石器時代の多摩蘭坂遺跡出土細石刃一括品と武蔵台遺跡出土局部磨製石斧は、武蔵野台地上に見つかる旧石器時代の遺跡では比較的古い遺跡であり、旧石器時代の遺跡としては有名です。

細石刃は黒曜石を細く割った刃で、槍先に刃として細かく割った黒曜石を付けるのですが、それがまとまって2点程出土しているということです。

武蔵台の方は、黒曜石その他の石斧で、刃部を磨いて使っているという珍しい物です。

縄文時代としては、武蔵台東遺跡の出土品で、府中病院東側の都営住宅から出土した釣手土器で、縄文時代の中期の遺物です。以前こちらでも展示したもので、土器の上が釣手になる構造で、そこに動物の顔が作られていて、その写実的表現が珍しいものです。これは、海外にも渡って展示されています。

それから、本宿町遺跡出土土偶一括です。土偶は各所で出土する物ですが、本宿町遺跡では土偶が30点以上まとまって出土しました。こういう風にまとまって出土していることと、土偶祭祀に関わる使用状態、廃棄状態がよく分る例です。

弥生時代のものとしては、競馬場の場内で見つかった遺物です。それまで府

中市には弥生時代の遺跡は無いといわれていたのですが、競馬場の改築の際に、ハケ下の低地部分で見つかった遺跡です。

こちらでは、弥生時代の再葬墓という壺型土器の中に遺骨を納めて埋めたものや石器の製作址も出ています。弥生時代の前期の終わりから中期にかけて、非常に遺跡の少ない時期ですが、南関東でも非常に内容が整っているということでこちらも候補に挙げました。

古墳時代では、御獄塚10号墳という西府駅の区画整理に伴って発見された古墳から発見された刀とそれに付く色々な金具類が見つかりました。その中の柄頭（圭頭太刀）は都内で4例目になります。

奈良・平安時代としては、国府に関わる出土品で、1つは銅鏡です。こちらは市内で何箇所か出土しています。それぞれ9世紀～10世紀頃、10世紀、12世紀という平安時代の終わり頃の鏡です。土坑という大きな穴に伴って出土しています。

もう1つが石鏝です。役人のベルトに付ける飾りで、石で出来ているものがまとまって50点以上が出土しています。これは、石をいろいろなものに再利用する工房の跡ではないかと言われていますが、これだけの数が出土するのは武蔵国府ならではと考えております。

それから、伝京所出土軒丸瓦ですが、八葉蓮華文という非常に綺麗なハスの花の文様が刻まれた瓦です。この瓦は、こちらの建物が郷土館時代に寄贈されたものです。出土地点がはっきりしていなかったのですが、その後の発掘調査で同様の瓦も見つかりまして、ほぼ間違いないと思われます。これは新羅の瓦に通じる所がありまして、全国でも他に類例がないという瓦です。

鎌倉・室町時代としては、今日も1階で展示しています大量出土銭で、大きな常滑の甕2つに15万枚入っていた古銭です。これは、埋め方が分る例として全国的にも貴重なものです。

もう1つは、称名寺の南西側に位置する元は宮西駐車場があった所で、地下式横穴墓というお墓の一部を利用して埋められていた青磁の皿10枚と薬研がセットで見つかっています。青磁の皿は、おそらく荒縄の様な物で10枚まとめて埋められていたと考えられます。他にも中世の遺物が出土していますが、そういった遺物との関連でも非常に興味深い出土品です。

考古遺物品としては以上です。

あとは記念物の史跡です。現在、東京都の府中病院の中に、「せんげん山」と呼ばれる場所があります。

以前、東芝エンジニアリング工場の中に大きな塚について、ご報告して現地も見ていただきましたが、その近くの武蔵野台地上にある同様の塚が「せんげん山」で、直径28m、高さ4.5mという大きな塚です。先日府中病院内の

確認調査を行いまして、以前甲野勇先生が調査をした時と同様に、瓦が出土しました。このことから新しくできた山ではなく、中世位の物ではないかと考えております。都内でもかなり大きな塚に入ります。今後、所有者である東京都とも協議して行きたいと考えています。

今日ご報告させていただいた指定文化財候補は、今後、教育委員会から本審議会に諮問させていただくに当たり、以前から先生方より、考古資料についてはかなりの量があるので時代順にしたらどうでしょうかというご意見をいただきましたので、時代順に揃えました。それについてのご意見をお伺いしたいと考えております。

また建造物については、大國魂神社所有の物がございいますので、例えば、大國魂神社所有の物は一括で諮問させていただくか、それとも、今日のように種別で、それごとに諮問させていただくのが良いのかをお諮りしたいと思います。

併せて、近世古文書や民俗資料等もございいますので、もし抜けている物があれば、計画として挙げていきたいと考えております。以上です。

**馬場委員** 東照宮が寛保3年という年代が入っているのは、棟札から判断した年号で、もちろん建造物はその時代で良いのですが、その棟札は川崎平右衛門と依田伊織という2人の人が寄進をした棟札なので、もし東照宮を指定するのだったら、あの棟札も一緒に指定対象で良いのではないかなと思う。

それから近世文書についてどうしたら良いのか前々からあって、近世の地方文書が市内にかなりの数あるのです。その何処の家のが重要で、何処の家のが重要ではないというランク付けをして行く事も難しいし、かなりの数になってしまう。それに博物館に入っている物については、今後危険が及ぶ事はないのではないかという事で、今まで地方文書は対象にならないと考えられて来た。

ただ、郷土の森博物館にある本宿の旧家の資料の中に、江戸の天保くらいから大正ぐらいに掛けて各当主が書き継いだ日記がかなりの量あります。「県居并蛙録」と呼ばれているものです。ああいう物を個別に指定して行く事も良いかなと思う。もし、それを日記で指定するのであれば、既に活字化されている大國魂神社の神主日記や宮町の新宿の比留間家日記も、それに似ている物として考えても良いかなと思っています。

**中村委員** 近世の地方文書については、まず登録して行くのが良いのではないかなと思う。とりあえず市の管理下にある物を登録文化財とすれば、ご自分の家にある物も、これは登録文化財級だという認識・意識を高めてもらうきっかけになるでしょう。登録の中からはめばしい物を指定に選んでいく。折角、登録制度を作っても、あまり機能していない。市内旧家の建造物に関しても、最初は

登録でやっていく方がよいのではないかという気がします。

**藤井委員** 世代交代の時に保存文書を捨ててしまうのを止める手立てを組織的に行うために、登録制度を活用したり、あるいはそういう文書を寄贈してもらうという戦略をとるべきです。

**馬場委員** 確かに過去に痛い思いをした家も無きにしも非ずです。

**会長** 持っている人はその価値が分かりにくいからね。

**馬場委員** 古文書は、郷土館、博物館時代を通し、持っている方にはコンタクトを取り調査や写真撮影をしています。すぐに捨てたりはしないという意識は、かなり浸透はしてきていると思っていますが、確かに登録制度を使うのも良い。すぐに指定でも良いと思えますが。

新聞は、読売新聞にもお金を出してもらって、保存をしっかり考える方が良くと思えますが。あれは、保存を今考えて行かないと、パラパラの紙くずになってしまうので、保存を視野に入れて指定をしていった方が良いでしょう。

この新聞をお持ちの家には、歴史館に入っている物以上に未だ沢山あるので、山積みになっていて、動かすと埃が入るから今は取りあえずギュッと詰まっているので埃が入らない状態で積まれているのです。何種類も新聞がある。少なくとも昭和の初期の物はありましたので、それこそ登録を掛けたい。世代交代しないうちに。今のご当主にはお願いしましたが。

**副島委員** 市町村でも登録文化財制度を持っている所は増えていて、先ず、登録してから文化財指定という、登録した物でないと指定にできないという考え方の所もあると思えます。ただ、実際に登録する時の事務量や調査量を考えると登録でも指定でも傍から見ると同じ様な作業が大体必要になってきているように見えます。

例えば登録なら、府中市が「登録になりました」と言っても「はい、そうですか」とはなかなかいかず、登録する価値があるのかないのか、結局、文化財指定と同じ様になる。

例えば、文書も一括とはいかないで、やはり何点となる。案外先ず登録にしておけばという物も、登録するなら指定できてしまうとなる物も多くなるでしょう。その辺は、是非、市の方でお考えになっていただいて、どの位の数を扱っていいのか、そのキャパシティ（処理能力）はあるのかが問題になると思えます。必ずしも、指定に比べ登録が楽だという気はしません。

**中村委員** 博物館で、近世文書のいくつかの目録を作っていますね。それなら簡単に登録できる。登録なら、その後の保存で、市の所有なら市が行いますし、個人所有なら、登録なら、保存に市はお金を出さなくて済む。指定なら、お金を出すことになる。アフターケアを行わなければならない。なので、指定となるとえらく手続きが必要となると思われる。その辺の、市の財政との関わりがある。

**副島委員** なるほど

**会長** 事務量は変わらないというのは分かりました。

**藤井委員** 明治時代からの読売新聞は、一括ですぐ指定できるのですか？

**馬場委員** 少なくとも今（歴史館に）入っている分はすぐに出来ますね。

**事務局** はい。月単位で紐で綴じられていますので、月単位の目録は出来ております。ただ、ここ2年間展示していて、たまに1日・2日という欠号があるので、その調査をしないといけないと思います。

**副島委員** 大変貴重な事は分かるのですが、新聞の様な物を指定して守って行くのですか。私は、どうしてもそういう役柄だったので、今も色々な物を指定したら守っていく立場に居る事が多いので。確かに新聞全部を指定するのは大事かもしれないけど、すごく乱暴な意見ですが、新聞に書いてある活字が大事なら、先ずそれはPDF化するべきではないかと思うのです。

そして、その中の何点かを人が触れないような状態で、サンプルにするなり何にしても、新聞というのはこういう物だったと分かる物として保存しておく。

それを、全部指定する事に簡単にいってしまうのか。ちょっと、大丈夫かなと思う所がある。

新聞を指定してそれを保存するとしたら、府中市のお金を建造物よりももっと新聞保存に使う事になる。でもそんなお金は出て来ません。

**馬場委員** ただ、地元の東京近郊の町の、習慣的というか村の人達の知識欲みたいなのがそこに反映されている。そういう物を1枚も欠かさず取って置くという意識の反映じゃないかと思う。それが文化財なのではないかと思います。

**副島委員** そうですね。そうおっしゃられる立場があるのですね。

会長 保存その他の事は、市が考えるべきでしょう。

副島委員 ただ、文化財指定というのは、指定したら市は守っていくものだという事を、指定をするに当たって視野に入れておかないといけないと私は思う。指定した後は何とでもなれ、市民の意識に任すという訳にはいかない。

馬場委員 だから、保存を含めて考えてほしい。物として新聞紙が残っているということも、視野に入れる。

会長 寄贈を受けた物は、登録文化財でなくても保存していかないといけないですね。

副島委員 だから、寄贈を受けるという事についても、何でも受け入れれば良いという形では当然いかないのです。守れる物だけしか受け入れできないのです。

何処でもあることですが、例えば東京国立博物館の館員が定年で辞める時に文庫に寄付したいと、あるいは亡くなった館員のご遺族が寄付したいと言われる。けれど受け入れられない。何故かという、1冊の整理費は、今コンピュータ化になりますので、500円～1000円になり、寄贈を1万部受け取れば、整理費だけで500万円～1千万円になる。しかも、その保存スペースを、東京の上野に確保するとなったら、その家屋敷を売った位のお金を貰わないとできない。しかもそれを、一つの名前の「なになに先生文庫」にしてくれと、それも一括で受け入れてくれる事が条件だとなると無理なのです。

そうすると、相手が腹を立てない様にお断りするしかないのです。

欧米では、ものすごくドライです。貰って、必要な物だけ保存します。後はお金に換えて館の運営費に使わせてください、としている。それで良ければということ、ビジネスライクに言えるのです。

ところが、そんな事を言ったら、日本ではえらい事になります。貰えば良いという事ではないし、保存すれば良い、指定すれば良いとならない。

例えば、地方文書とか指定が掛っていますが、それは指定することで、研究者が研究できるし、一つのアセット（資産）になるということがあって、皆指定して守っている。

だけど、新聞となると紙面は読める訳ですから、新聞の内容は分かる、それを形として保存して行こうとするなら、それは一つの哲学として展開しないと。今の予算規模の市町村の文化財保護でそこまで出来るのか、私は危惧します。

新聞はボロボロになる。それを歴史資料として指定するから、美術工芸品と

同等の保存で良いではないか、箱に入れておいて1枚1枚は良いじゃないか束になって誰も手を触れないで置いておけば良いとなったら可能性はあるでしょう。1枚1枚を全部、皆が閲覧できるように保存しましょうとなると、指定解除できないから無理になる。

**会長** 全体の流れとしては、文化財の登録と指定を順次少しでも増やしていこうという方向で、事務局での整理も限界があるので、やりやすい物からやると。

**副島委員** 私の立場で言うなら、明治の新聞を保存するなら、江戸時代までの美術工芸品をお金を出して保存した方が良いじゃないか、その価値はありますよとなる、端的にはそうなります。

先ほど、事務局から求められた大國魂神社さんの候補を一括でどうかということですが、私は、それは種別が違うのであれば特に何も一緒に扱う必要はなくて、工芸品関係であれば、もう一度今の研究状況の目で見させていただいて、検討したい。

種別を跨る物を一度に審議する方が良い、とは考えなくていいです。調査が進んでからでいい。

**会長** 建物に関しては一括でもよいのでは。

**副島委員** 一括という言葉は危険なので、この建物とこの建物、あるいは群で指定するというお考えですか。

**事務局** 群ではなくて、個々の建物です。

**中村委員** 建物はやはり、1棟、1棟でやって行った方がよい。今出ている物でも年代が違う訳ですし、全部となったら今度新しく造った随神門まで一緒にするのかとなります。

**会長** そうですね。考古遺物に関しては、古い物からという案があるので、それでどうでしょうか。

**副島委員** 古い方からというよりも、重要性で順位付けする方が良い。古い物からとなると、何時まで経っても江戸時代のものが指定されない。

**坂詰委員** 考古資料は、性格が違うと思うのです。旧石器時代の局部磨製石斧

ですが、今の教科書用の表現だと、一般的に旧石器時代には磨製石器は無いのです。だから何故これが出てきたのかという問題を加味して考えないといけない。

有名な岩宿遺跡の石器は、打製石器ではなく磨製石器です。だから本来の概念から言うと、旧石器時代の物では無いのです。ところが、日本で旧石器時代に磨製石器があるという事が論議され始めて定着している。この府中で見つかった局部磨製石斧を全体でみて、単品で指定するのか一括で指定するのかを考えておかないといけない。

例えば武蔵国分寺では、瓦の良い物だけ指定するという方法はとらない。国に対して、一括で重要文化財申請をしようとしている。だから、一片に至るまで全部指定するという方針です。

**会長** 考古資料に関しては主要な物については一括指定だったのでしょう。

**坂詰委員** いいえ、今までは単品指定でした。でも単品ではそれだけの性格で何がどう意味を持ってこれが意味あるのか出来ない。説明するためには一括の方が良い。数も多いですから。

ですから、考古資料を指定する場合はなんらかの方法を考えて頂いた方が良いでしょう。

例えば武蔵国府出土品一括と指定して、その中で再考するとした方がよろしいのではないのでしょうか。

ここに挙げてある物は単品でも面白いのですが、そうでもない物がたくさんある。その総体の中で意味付けしないとイケない。

ですから、指定の基準とか考え方を事務局で整理した方が良いでしょう。そうでないと、単品だったら目新しいものが、皆出てきてしまいます。

釣り手土器は、コウモリの顔かどうかで一時間問題になった。こういうのは単品でもよろしいかと思う。非常に美術工芸品としても価値がある。

この頃の土器も一括してとなると、土器の欠片もいっぱいあり、それまで指定することになる。それは不可能。

ですから、ケースバイケースでお願いします。

考古遺物として整理する意味でも、どうでしょうか。

**副島委員** 例えば豊島区は今、近世遺跡の調査が盛んですけれど、発掘した物は、ほとんどそのまま一括で登録しています。その数は何千です。それが1年間で3件～4件、出土した物はほとんどそのまま登録という形で今はやっている。

会長 それでは、次の報告事項について、事務局の説明を求めます。

## 報告事項（２） 国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備活用基本計画（報告）について

事務局 資料3をご覧ください。2ページ目に検討体制及び経緯としてこれまでの状況を図式で示してあります。

昨年9月に検討協議会を開催し始め、計3回実施しました。作業部会で細かい事や地元の意見を聞かせていただき、まとめました。

検討内容は、どのように保存していくのかということです。資料の3ページ目の左側は、大國魂神社とその東側にある国衙整備地区とこの御殿地地区は少し離れた位置にあるため、府中駅、府中本町駅という交通の要所と上手く結び付けてネットワークを作る検討です。4ページ目は、市内の施設、例えば浅間山、郷土の森博物館、熊野神社古墳、国分寺跡といった物を有機的に繋ぐ中で国府跡を考えていったらどうかということです。

5ページ目は、実際の整備イメージです。こういった市内の行事を挙げましたが、これにこだわらずに御殿地地区の新たな整備をした方が良いだろうと考え始めています。

6ページ目は、整理の方向性です。御殿地の立地条件を出しました。

7ページ目は、地域区分という考え方です。御殿地地区は国司館と徳川の御殿跡という遺跡が混ざっている地で、それをエリア的に分けて、その活用方法もそれに合わせて考えたようということで、現在、大きく3つのエリアに分ける方向でまとまってきたところです。

南側の国司館中枢区域は、何らかの表示あるいは復元建物で国司館の遺構が分かる状況で整備していこうというエリアです。

府中本町駅寄りのエリアは、史跡交流区域で、史跡の案内所として、ここから史跡巡りをする、先程申しあげたネットワークを繋ぐ場所にしたら良いのではないかと。

その東側の国衙地区連携区域は、大國魂神社他国衙地区へ繋がる場所です。ここは府中街道沿いで目立つ場所なので、更に日常的に各種イベント等で使うといった場所にするのが良いかと考えます。

こういった内容で、最終的な案をまとめているところです。まとも次第またご報告します。

昨年の流れは以上です。今年度は、新たに整備活用検討委員会を立ち上げて、保存活用の計画をまとめます。以上です。

**馬場委員** この文書は協議会から出されたものですか。ふるさと文化財課が作った文書に見えます。表紙に作成者名を入れた方が良い。写真が間違っています。高札場の写真が御旅所の写真になっています。

**会長** 未だ決まっていないのでしょけれども、施設は有料になるのですか。いくらかでも有料とした方が良くと思います。

**事務局** 未だ施設の中身については、どういった規模と内容にするか、いろいろ案がありまして決まっています。有料・無料までは話ができていません。

**会長** それでは、報告事項の（３）について、事務局から説明を求めます。

### **報告事項（３） 平成２５年度くらやみ祭特別展について**

**事務局** 今年度もくらやみ祭特別展として画家の綾部好男氏のくらやみ祭画景の展示会を行いました。期間は４月２０日から５月６日までの１５日間、総入場者数は２，１４０名（１日あたり平均で１４３名）最高入場者数は５月５日の祝日で３８７名でした。

昨年の入場者数は１，４００名程度でしたので、今年は観覧者増になりました。

昨年綾部先生から頂いた絵画から１９点、今年度寄贈いただきました５点、その他、個人蔵、作家蔵の油絵６点等の展示を行いました。

また、関連行事として、５月３日に展示解説を行い、３８名の参加がありました。

続いて、本年度の事業として、ふるさと府中歴史館連続講座「ふるさと府中の古代史講座」を、１年に亘って実施していく予定です。

第１回が６月９日、８月を除く月に一度の講座で、来年の２月まで古代の各時代に関する講演会を市の職員が中心に行います。

会場はふるさと府中歴史館会議室で、定員は５０名、広報および市のホームページ等で募集します。

次回は平成２５年度の府中市文化財保護審議会の第２回です。

日程は、平成２５年７月１２日（金）の午前１０時３０分が第一候補、９日（火）午後２時からが第二候補となりました。

期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといたします。